

多摩糖尿病先端医療研究会 会則

2013 年 04 月改定

(総則・名称)

第1条 本会は「多摩糖尿病先端医療研究会」と称する。

(目的・趣旨)

第2条 本会は多摩エリアと近郊の医師を対象に糖尿病に関する診療・研究の発展と地域における健康増進を図る事を目的とし、以下の事項について行う。

- (1) 主要テーマを掲げディベート等を通じて検討する
- (2) 糖尿病に関する最新情報を提供する
- (3) 参加者の医療水準の均霑化のために教育講演を実施する
- (4) 趣旨：今後、糖尿病治療薬は各種インクレチン関連薬、SGLT-2 などの新薬が発売される予定であり、膵 β 細胞の保護と言う観点からも糖尿病治療において大きなメリットとなることが期待されています。日本の糖尿病治療の現状を踏まえて今後のあるべき糖尿病治療について、ディベート等を通じて検討を加え、外に向かつての情報発信を目指します。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

- (1) 世話人会の開催
- (2) 学術講演等の開催
- (3) その他本会発展の為に必要な事業

(会費・入会規定)

第4条 (1) 本会の運営に必要な経費は、寄付金等をもってこれにあてる。
(2) 会員年会費：0 円

(構成・会員)

第5条 1.本会は本会の主旨に賛同する医師および研究者並びにその他の者をもって構成する。

2.事務局は「公立昭和病院」内、実験・研究室に置く

東京都小平市 花小金井 8-1-1

代表：042-461-0052

3.共催メーカー：日本イーライリリー株式会社

代表：03-5574-9100

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく

代表世話人 1名

世話人 10名以下

〈代表世話人〉

貴田岡 正史先生 公立昭和病院 内分泌・代謝内科 部長

(運営)

- 第7条
1. 代表世話人・世話人は世話人会によって選出される。
 2. 代表世話人・世話人は世話人会を組織し、会務を処理する。
 3. 代表世話人はこの会を代表して会議を統括し、必要な会議を招集する。
 4. 世話人会、学術講演等の開催は原則として年2回開催する。
 5. 世話人会は最高の意思決定機関とする。
 6. 3年ごとにこの会の内容・運営等の見直しを行うこととする

第8条 1. 会則の変更は世話人会の議を経ることとする。

付則（施行細則）

1. 本会則は2011年4月1日から施行する。